

## 川崎市病院局サービス相談員制度運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市病院局企業職員サービス規程（平成17年川崎市病院局規程第17号。以下「サービス規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、サービス相談員について必要な事項を定めることを目的とする。

### (サービス相談員の種別)

第2条 サービス規程第9条第1項に規定するサービス相談員は、総括サービス相談員及びサービス相談員とする。

2 総括サービス相談員は、病院局長をもって充てる。

3 サービス相談員は、総務部庶務課長、川崎病院事務局庶務課長及び井田病院事務局庶務課長をもって充てる。

### (総括サービス相談員及びサービス相談員の職務)

第3条 総括サービス相談員は、サービス規程の遵守及びサービス規律の確保を徹底するため、局のサービスに関する事項を統括するとともに、サービス相談員と緊密な連携を図り、必要に応じてサービス相談員に助言又は指示を与える。

2 サービス相談員は、次に掲げる事務を行う。ただし、第4号に掲げる事務にあつては、サービス相談員のうち総務部庶務課長がその事務を行う。

(1) サービスに関する職員からの相談に応じ、必要な助言又は指示を与えること。

(2) サービス規程第7条第3項の規定による届出に対し、同項に規定する基準に該当する旨の了承又は必要な指示を与えること。

(3) 総括サービス相談員に職員のサービスに関する事項を報告すること。

(4) 局不祥事防止委員会、管理職会議等において、サービスに関する情報提供又は注意喚起を行うこと。

(5) サービス規程第7条第1項各号に掲げる行為に関し、職員からの報告等に基づ

づき、関係業者等に必要な注意を与えること。

(6) その他服務規律を確保するための必要な措置を行うこと。

3 総括服務相談員及び服務相談員は、その職務の遂行に当たっては公正を旨とするとともに、職員のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

(委任)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。